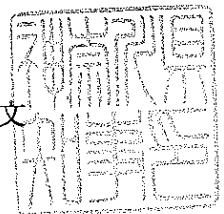


扇島パワーステーションに係る 環境影響評価方法書に対する意見

株式会社扇島パワー 代表取締役社長 神田 稔久から送付があった扇島パワーステーションに係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく神奈川県知事の意見は、別紙のとおりです。

平成16年6月21日

神奈川県知事 松沢 成文



扇島パワーステーション（以下「本件事業」という。）は、株式会社扇島パワーが、特定規模電気事業者等への電気の供給を目的として、横浜市鶴見区扇島2番1ほかの面積約148,000平方メートルの敷地（以下「実施区域」という。）に、天然ガスを燃料とする出力1,290,000キロワットの火力発電所を建設し、運営しようとするものである。

実施区域は、京浜臨海地域の埋立地に位置しており、西側が横浜港鶴見航路に、北側が京浜運河に面している。また、東側には扇島石油基地株式会社が、南側には東京ガス株式会社扇島工場が隣接しており、近傍地域の大部分は工業及び運輸・流通のための用地となっている。

本件事業は、工業専用地域内の貯油所跡地に新たに大規模な発電所を建設する事業であり、大量の窒素酸化物等の排出や温排水の海域への排出があることから、周辺環境へ及ぼす影響が懸念される。特に大気質については、実施区域周辺で二酸化窒素等一部の項目について環境基準を達成していない状況にあることから、影響の軽減に一層配慮する必要がある。

また、本件事業による発電所以外にも、窒素酸化物等や温排水の発生源となる事業場等が京浜運河周辺に多数立地していることから、これらによる重疊的な環境影響も踏まえた配慮を行う必要がある。

さらに、施設の稼働に伴い大量の二酸化炭素の排出が予想されるため、地球温暖化防止の観点から配慮を行う必要がある。

このような状況の中で、本件事業の環境影響評価方法書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響評価準備書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 環境影響評価の項目の選定について

大気質

タービン等の大型機器は海上輸送し搬入する計画であることから、使用する船舶から発生する窒素酸化物、硫黄酸化物及びばいじんの量を明らかにした上で、大気質へ影響を及ぼすおそれがある場合には、これらの船舶からの発生を考慮した予測及び評価を実施すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気質

ア 施設の稼働に伴い排出する窒素酸化物が大気質へ及ぼす影響については、拡散式に基づく数値計算を用いて予測を行うとしているが、排ガス温度を比較的低温に設定しているため、設定する気温により有効煙突高さが影響を受けることが考えられる。このことから、一般的に用いられる気温である15℃という値だけでなく、夏期の気温を条件とした予測及び評価を実施すること。

イ 3系列の発電設備については、現時点で運転形態が確定していないが、起動・停止等の非定常稼働時や部分負荷運転時における運転条件を明らかにした上で、窒素酸化物による大気質への影響について、これらの運転条件の下で予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

施設の稼働に伴う温排水が水質へ及ぼす影響については、数値モデルに基づく数値計算により温排水拡散予測を行うとしているが、風の影響を適切に考慮した調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い大量の二酸化炭素の排出が予想されることから、地球温暖化防止に対する基本的な考え方を明らかにした上で、排出抑制対策を踏まえた予測及び評価を実施すること。

3 動植物の調査について

鳥類及び植生については現地調査により確認するとしているが、現地の状況を適切に把握するため、調査に係る時期、回数及び方法を検討すること。

4 緑化計画について

緑地については、発電所計画地面積の15%以上を確保し、緑地以外の環境施設を含めて20%を確保するとしているが、緑化計画の策定に当たっては周辺緑地との連続性を考慮すること。

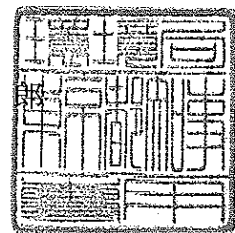


16 環都影第35号
平成16年5月24日

意見書

「扇島パワーステーション」に係る環境影響評価方法書に関する東京都環境影響評価条例第82条第1項に規定する意見は、次のとおりである。

東京都知事
石原 慎太



記

第1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：株式会社 扇島パワー

代表者：代表取締役社長 神田 稔久

所在地：（本社）東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

（事務所）神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

2 対象事業の名称

名 称：扇島パワーステーション

3 対象事業の所在地

所在地：神奈川県横浜市鶴見区扇島2番1、2番5、4番1

第2 意見

方法書に示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて行うこと。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的事業計画の策定に伴い発生する環境に影響を及ぼすおそれのある要因により、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価準備書において対応すること。